

# 公益財団法人愛知県スポーツ協会役員就業規程

## (目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「協会」という。）の常勤役員（以下「役員」という。）の心得、服務、定年及びその他役員に関する基本的事項について定めるものとする。

2 ここに定める以外の事項は、関係法令、定款、諸規程及び理事会の決定に従うものとする。

## (役員の定義)

**第2条** 役員とは、理事会で選定された常務理事（業務執行理事）をいう。

## (適用範囲)

**第3条** この規程は原則として、事務局に勤務する役員に適用する。

## (心得)

**第4条** 役員は業務の執行にあたって、以下の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) コンプライアンスに関する高い意識を持ち、所管業務を遂行すること。
- (2) 定款・その他規程等に従って業務執行理事の所管業務を遂行すること。
- (3) 協会の方針及び理事長、副理事長の指示に基づき、事務局を統括し、業務を計画的に処理すること。
- (4) 職員に対しては公平無私を旨とし、職務遂行の指揮監督をすること。
- (5) 自己個人よりも協会の業務を常に優先して考え、かつ行動すること。

## (禁止事項)

**第5条** 役員は以下の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 協会の承認を得ないで、他の団体等の役員または使用人になること。
- (2) 協会の承認を得ないで、営利事業に従事すること。
- (3) 職務上の地位を利用して、手数料・リベート・供応を受ける等、職務の公正を害し、または害する恐れのある行為をすること。
- (4) 協会の機密を漏らし、又は協会の不名誉・不利益となる行為をすること。

## (就業時間)

**第6条** 役員の就業時間・休日等に関しては、原則として職員に準じ、職員就業規程のとおりとする。ただし、24時間勤務の精神を持って業務を遂行しなければならない。

## (服務の届出)

**第7条** 役員が休暇等を取得する場合には、事前に職員就業規程に定める様式等を用いて理事長に届け出ることとし、業務に支障のないよう努めるものとする。

## (身分証明書、職員章及び被服貸与)

**第8条** 役員には、職員就業規程第12条及び第13条に定める身分証明書及び

職員章を職員に準じ交付する。

2 役員には、職員被服貸与要綱に定める被服を職員に準じ貸与することができる。

(報酬等)

**第9条** 役員の報酬及び旅費については、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程の定めにより支給する。

(定年)

**第10条** 役員の定年については、理事会で選定された場合は、その任期期間中とする。

(改廃)

**第11条** この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

**第12条** この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成27年度定期評議員会（平成27年6月17日）から施行する。

**附 則**

この規程は、平成31年4月1から施行する。